

横浜市立大学医学部呼吸器病学教室同門会

同門会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は横浜市立大学医学部呼吸器病学教室（以下教室）同門会と称する。

第2条（目的）

本会は教室の後援および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 活動

第3条（活動）

本会はその目的のために以下の活動を行う。

1. 教室の教育、研究、診療活動および教室発展のための支援。
2. 会員相互および教室員との和合と親睦に関する活動。
3. その他目的達成のため必要・有益な活動。

第3章 組織

第1節 構成員

第4条（構成員）

本会は、以下に該当するもので構成する。

1. 正会員

- イ. 教室に教室員として在籍したことのあるものならびに現教室員。
- ロ. その他本会の目的に賛同し会員になることを希望し、役員会がこれを認め、総会の承認を得たもの。

2. 特別会員

- イ. 教室歴代教授

3. 名誉会員

- イ. 役員会において推薦され、総会において承認されたもの。
- ロ. 「75歳以上」の「役員もしくは役員経験者」

第2節 役員

第5条（役員）

本会には次の役員を置く。

1. 役員は、会長 1 名、副会長 1 名、幹事若干名、会計 1 名、および会計監査 1～2 名とする。

会計は幹事の中から選出された 1 名が担当する。

医学部および両附属病院の准教授・講師は幹事を務める。

2. 会長は役員会において推薦され、総会において承認を得る。
副会長は会長が推薦する。
3. 役員は、役員会において推薦され、総会において承認を得る。
4. 任期途中で会長が任務を遂行できなくなった場合は、副会長を任期まで会長とする。

第6条（顧問）

本会は顧問をおくことができる。

第7条（役員を選出方法）

役員は役員会において推薦され、総会において承認を得る。

第8条（役員の任期）

1. 会長の任期は 2 年とする。
2. 会長の任期は最長 6 年（3 期）とする。
3. 幹事、会計、および会計監査の任期は 2 年とする。
4. 幹事は再任をさまたげない。

第9条（会長の任務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 会長に事故あるときは、副会長もしくは会長の指名した幹事はその職務を代行する。

第10条（会計監査の任務）

会計監査は会計を監査する。

第11条（役員の仕事）

役員は役員会を構成し、会務を執行する。

第3節 会合

第12条（種類）

1. 本会には総会と役員会をおく。
2. コロナ禍の状況を鑑みつつ、同門会本会は web での開催及び参加を可とする。

第13条（総会）

1. 総会は本会の最高議決機関である。
2. 定期総会は、毎年一回会長の主宰により開催する。
3. 総会の成立は、三十名以上の出席（委任状を含む）を要する。
4. 臨時総会は、役員会の決定または総会員数の六分の一の連名による議案提出がなされた場合に会長の主宰により開催する。
5. 総会の議長は、会長がこれを指名する。

第14条（役員会）

1. 役員会は、総会の議決に基づき本会の目的達成のため必要・有益な会務を執行し、全会員の中心となって活動する。
2. 定期役員会は、毎年一回会長の主宰により開催する。
3. 役員会の成立は、役員の過半数の出席（委任状を含む）を要する。
4. 臨時役員会は、会長が必要と認めた場合これを主宰して開催する。

第15条（表決）

1. 会合における表決は、出席会員の過半数で行う。
2. 表決が可否同数の場合は、総会においては会長が決定する。

第4章 会計

第16条（費用）

本会の費用は、年会費および寄付金をもってこれにあたる。

第17条（年会費）

1. 本会の会費は、年額 15,000 円とする。
2. 本会の会費は、正会員のみ納入するものとする。
3. 会員が海外へ留学した場合、留学期間中の会費は免除とする。
4. 3年間会費未納の会員については、同門会事務局より会費納入の意思確認等を行い、未納通告後半年以内に納入を確認できない者については、除名扱いとする。

第18条（会計事務）

本会の会計事務は、幹事の中から選出された1名がこれを担当する。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。

第5章 事務局

第20条（事務局）

事務局は横浜市大附属病院呼吸器病学教室（横浜市金沢区福浦 3-9）に置く。

第21条（事務局長）

事務局長は横浜市大附属病院呼吸器病学教室の医局長が務める。

第6章 退会

第22条（退会）

会員は次の事由によってその資格を失う。

1. 会員が死亡したとき。
2. 会員が退会を希望し、役員会がこれを認め、総会において承認されたとき。
ただし、退会年度までの会費に未納がある場合、未納分の精算をもって退会とする。

第7章 慣例

第23条（慣例の効力）

1. この会則に反する慣例は、これを一切認めない。
2. この会則に規定のない事項については、慣例に従う。

第8章 改正

第24条（改正の手続）

1. この会則を改正するためには、役員会の発議または全会員の三分の一以上の提案により、総会の開催を要求しなければならない。
2. 改正の是非の議決については、第16条を適用する。

第25条（附則）

この会則は、第一回総会の翌日より発効する。

付 則

1. 各種申請書類

1) 入会

会員は入会時には「同門会 入会届」を事務局まで提出する。

2) 退会

会員は退会時には「同門会 退会願」を事務局まで提出する。

3) 会員情報の変更・訂正

会員は会員情報に変更があった場合、「会員情報変更・訂正届」を事務局まで提出する。

4) 婚礼の場合

会員が結婚する場合、「慶事届」を事務局まで提出する。

また、氏名・住所等変更がある場合は「会員情報変更・訂正届」を合わせて事務局まで提出する。

5) 訃報の場合

会員本人・親族に訃報があった場合、「訃報連絡届」を事務局まで提出する。

2. 慶弔規定

- 1) 会員の慶弔費に関して下記のごとく規定する。ただし、申し出があった場合のみ対応する。

死亡の場合

会員本人 供花

婚礼の場合

会員本人 祝電

- 2) 会員が開業した場合。

記念品または祝花を贈呈する。